別紙１

共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）真岡市発注に係る真岡市複合交流拠点施設整備運営事業の設計業務及び建設業務等（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下単に「本件業務」という。）

（２）前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、●●共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を●●に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和[〇]年[〇]月[〇]日に成立し、本件業務に係る設計施工一括契約の履行後３ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　本件業務を受任し、また、請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本件業務に係る設計施工一括契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地、商号又は名称）

第５条　当企業体の構成員は次のとおりとする。

　　　　●●県●●市●●町●●番地

　　　　　●●設計株式会社

　　　　●●県●●市●●町●●番地

　　　　　●●建設株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、●●を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、本件業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務額）

第８条　各構成員と本件業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　設計業務　　　　●●設計株式会社

　　　　建設業務　　　　●●建設株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める ）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務の完了に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を 図り、設計施工一括契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、●●銀行●●店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１２条　構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　本件業務実施中発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１４条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員 がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（途中における構成員の脱退）

第１６条　構成員は、当企業体が本件業務を完了するまでは、脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、本件業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（以下余白）

　　●●外[〇]者は、上記のとおり●●共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書[〇]通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するとともに、真岡市長に１部提出するものとする。

　　令和[〇]年[〇]月[〇]日

住所

●●設計株式会社

代表取締役　　　　　　　　　　　　　印

住所

●●建設株式会社

代表取締役　　　　　　　　　　　　　印